

＜目次＞

1. 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度をめぐる動向
2. 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟 控訴審判決が確定しました。
3. エステージ株式会社(建築請負事業者)との建築工事請負契約書の是正協議を終了しました。
4. 適格消費者団体のホームページより <4月30日～5月29日更新分>

1. 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度をめぐる動向

1. 閣議決定までの経過

(1) 与党審査について

訴訟制度(「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」)については、今国会に提出されるべく、2月20日より、自民党の消費者問題調査会での議論が開始されました。しかし、同調査会では、議員の中から、経済界の意見も踏まえた「慎重な議論」等を求める意見が出され、議論が紛糾しました。これを受け、当機構も参加する「集团的消費者被害回復訴訟制度」早期創設運動への賛同団体(早期創設運動賛同団体)は、自民党を中心に国会議員への要請活動を行っていました。その中で、3月25日、経団連など日米欧の経済7団体が今国会提出に反対する緊急提言を行いました。これに対しては、早期創設運動賛同団体は、この提言に対する反論とともに、今国会での実現を求める3月29日付緊急アピールを発出しました。その結果、4月5日、自民党の消費者問題調査会などにて了承され、4月9日、一部修正のもと与党審査がようやく終了しました。

【2012年8月の制度案からの主な修正点】

施行前に締結された消費者契約に関する請求(不法行為に基づく損害賠償の請求については、施行前に行われた加害行為に係る請求)に係る金銭の支払い義務には適用しない。

(2) 閣議決定について

上記与党審査は通過したものの、4月12日付新聞報道によれば(朝日新聞朝刊)、経団連が法案を今国会に提出するのは時期尚早との意見を改めて述べたため、同日に予定された閣議決定が延期されたとのことでした。同報道を受けて、早期創設運動賛同団体は、閣議決定を速やかに行い、今国会での実現を求める4月15日付の緊急アピールを行いました。これを

受け、4月19日に閣議決定がされ、法律案は国会に提出されました。なお、賛同団体は、閣議決定を受け、同日付にて改めて本法律案の今国会での成立を求める緊急アピールを行いました。

2. 国会情勢

今国会の会期は、6月26日までであり、参議院選挙のため会期延長も難しいことから、タイトな日程となっております。その中、早期創設運動賛同団体は、5月8日、国会での審議を開始し今国会での実現を求める院内集会を行いました（概要は次頁の「消費者行政推進国会対策ニュースNo.7」参照）。ただ、食品表示法案の審議が行われているため、本法案は、本日時点でも国会審議が開始されていません。そこで、当機構は、早期創設運動賛同団体の一員として、まず国会審議が開始されるように、引き続き、衆議院・参議院の消費者問題特別委員会の委員などを中心に要請活動を行っていきます。

(了)

消費者行政推進 国会対策ニュース No.7

2013年5月13日

■ 「集団的消費者被害回復訴訟制度」の今国会での実現を求める院内集会を開催！

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」が今通常国会に上程されています。この法案は、情報力や交渉力の格差などのためにこれまで十分に被害回復を図ることができなかった消費者被害について、実効的な被害回復の可能性を広げるものであり、私たちは長年にわたり強くその実現を求めてきました。



この法案が今国会で速やかに審議され、可決されるよう強く願い、「集団的消費者被害回復訴訟制度」早期創設運動賛同 54 団体の共催で、院内集会を開催しました。

【日時】5月8日（水）11:00～12:30

【会場】衆議院第一議員会館 1階多目的会議室

当日は、国会議員 20 人（うち代理出席 8 人）、行政 10 人、報道 7 人、消費者 34 団体 105 人、全体で 142 人に全国からお集まりいただきました。

集会は、全国消費者団体連絡会の河野事務局長が司会を務め、主催団体を代表して神奈川県消費者団体連絡会の丸山善弘事務局長の主催者挨拶でスタートしました。



消費者庁・阿南長官

続いて、消費者庁の阿南久長官と川口康裕審議官から、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」について説明をいただきました。

そして、政党・会派を代表して次の国会議員の皆さまから、今国会での法案成立に向けた意見や決意を表明いただきました（ご発言順）。

自由民主党 船田元 衆議院議員（党消費者問題調査会会長）
公明党 大口善徳 衆議院議員（党国会対策委員長代理）
民主党 菊田真紀子 衆議院議員（党ネクスト消費者担当大臣）
みんなの党 川田龍平 参議院議員（消費者特委員）
生活の党 小宮山泰子 衆議院議員（消費者特委員）



自民党 船田衆議院議員



公明党 大口衆議院議員



民主党 菊田衆議院議員



みんなの党 川田参議院議員



生活の党 小宮山衆議院議員

消費者庁の説明と国会議員の方々の発言を受けて、以下の9団体が、今国会での早期成立が最優先の要望であることなどを、それぞれの立場から訴えました。



日本弁護士連合会
福原哲晃 副会長



消費者機構日本
芳賀唯史 理事長



コープみらい
島田福美 理事



全国消費生活相談員協会
丹野美絵子 理事長



消費者支援機構関西
西島秀向 事務局長



東京消費者団体連絡センター
矢野洋子 事務局長



全国地域婦人団体連絡協議会
長田三紀 事務局長次長



全国消費者行政ワッチャット
拝師徳彦 事務局長



日本司法書士連合会
今川嘉典 副会長

最後に、主催者団体から全国消費者協会連合会の長見萬里野会長が閉会挨拶をおこない、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の今国会での実現に向けて大きな力となった院内集会を終えました。

《主催：「集団的消費者被害回復訴訟制度」早期創設運動賛同 54 団体》

適格消費者団体 認定NPO 消費者支援ネット北海道 / 岩手県消費者団体連絡協議会 / 新しい消費者行政を創る宮城ネットワーク / 消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ / 宮城県生活協同組合連合会 / 福島県消費者ネットワーク / とちぎ消費者ネットワーク / 埼玉県消費者団体連絡会 / NPO法人 埼玉消費者被害をなくす会 / 埼玉県生活協同組合連合会 / 消費者団体千葉県連絡会 / 東京消費者団体連絡センター / 消費者会議かながわ / 神奈川県消費者団体連絡会 / 消費者問題ネットワークしずおか / 山梨県消費者団体連絡協議会 / 長野県消費者団体連絡協議会 / 消費者問題ネットワークながの / 消費生活ネットワーク新潟 / 愛知県消費者団体連絡会 / 特定非営利活動法人 あいち消費者被害防止ネットワーク / 三重県生活協同組合連合会 / なら消費者ねっと / 消費者ネットワークわかやま / 内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク / 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 / 全大阪消費者団体連絡会 / 一般財団法人 比嘉正子記念会館 / 関西生活者連合会 / 和歌山県生活協同組合連合会 / 特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット / 岡山県消費者団体連絡協議会 / 特定非営利活動法人 消費者ネット広島 / 特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡 / 特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク / 鹿児島県生活協同組合連合会 / 消費者ネットワーク沖縄 / 特定非営利活動法人NCOS / 特定非営利活動法人 消費者機構日本 / 全国消費者協会連合会 / 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 / 全国青年司法書士協議会 / 全国地域婦人団体連絡協議会 / 主婦連合会 / 全国消費者行政ウォッチネット / 日本弁護士連合会 / 日本司法書士会連合会 / 財団法人日本消費者協会 / 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 / 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 / 日本消費生活専門相談員協議会 / 日本生活協同組合連合会 / 労働者福祉中央協議会 / 全国消費者団体連絡会

院内集会終了後、参加者の有志は、院内集会に参加いただけなかった衆参の消費者問題特別委員会委員の議員事務所を訪ね、集会の報告と今国会での法案成立への協力要請をおこないました。

「消費者行政推進 国会対策ニュース」編集事務局

全国消費者団体連絡会 (03) 5216-6024

消費者機構日本 (03) 5212-3066

日本生活協同組合連合会 組合員活動部 (03) 5778-8124

2. 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟

控訴審判決が確定しました。

当機構の三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟の控訴審判決が言い渡され、控訴棄却となったことは既にお知らせしたとおりです。

控訴審判決を受け、当機構では今後の対応を検討しておりましたが、最高裁判所に対して上告並びに上告受理の申し立ては行わないこととしたため、4月11日に控訴審判決が確定しました。

当機構は控訴審では東京高等裁判所に対して、「更新料支払い条項」と「明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項」の2つの条項について差止めを求めました。

控訴審において当機構は、「更新料支払い条項」については最高裁判所がこれまで有効と判断した更新料条項とは規定ぶりが異なること、法定更新の場合も更新料を課すのは不当であること、を主張しましたが、認められませんでした。

また、「明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項」については、当該事業者が生ずる平均的損害に比べて賃料等相当額の2倍を賠償額と予定することは過重であること、などについて主張しましたが、認められませんでした。

残念な結果ではありますが、この間の最高裁判所の敷引き条項や更新料条項に関する判例の動向を考慮し、上告並びに上告受理の申し立てを行わなかったため、この度、控訴審判決が確定いたしました。

この間の皆様のご支援に感謝申し上げます。

本件差止請求訴訟提訴から控訴審判決までの詳細な経過は、当機構のホームページ（http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130531_01.html）からご確認ください。

3. エステージ株式会社(建築請負事業者)との

建築工事請負契約書の是正協議を終了しました。

住宅ローン内定後の解除に伴う違約金として請負代金額の10%を支払う旨の不当条項が削除され、是正協議が終了しました！

1. 消費者機構日本は、本年3月、エステージ株式会社（千葉県習志野市）に対して、当該事業者が使用する建設工事請負契約書の住宅ローン内定後の解除に伴う違約金条項が、消費者契約法に反するとして是正を求めました。
2. 当該事業者からは、当機構の申入れの内容を受け入れて、建設工事請負契約書を改定すると回答書を受領したことから、本協議を終了しました。当該事業者は、本年4月1日から改定後の建設工事請負契約書を使用しています。
3. 当機構が是正を求め、当該事業者が是正した内容は、下記の点です。

○住宅ローン内定後の解除に伴う違約金

是正前	是正後
請負代金額の10%	実費清算。ただし、実費清算額の上限を金5万円とする。

4. 改定の詳細内容（申入れ書、改定後の契約書、合意者）はホームページをご参照ください。
http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130529_01.html

4. 適格消費者団体のホームページより <4月30日～5月29日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	□5月29日 エステージ株式会社（建築請負事業者）との建築工事請負契約書の是正協議を終了しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130529_01.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《あいち消費者被害防止ネットワーク》 http://www.a-c-net.com/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/	□4月30日 貸衣装業・冠婚葬祭業の富久屋マネジメント株式会社から申入れ等は実際に営業している関連会社に行い、HPから富久屋マネジメント株式会社の名称で公表されたものを削除して欲しいとの要請があり、改めて調査確認をした結果、削除には応じられないとの「ご連絡」を送付しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000366 □5月21日 賃貸住宅保証委託事業者の(株)Casa に対し、契約書の提供を求める「ご連絡」を送付しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000372 □5月21日 家賃保証委託事業者の日本賃貸保証株式会社の使用する保証委託契約書について申入れ活動を終了しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000372
《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構福岡》	※この期に公表された情報はございません。

http://www.cso-fukuoka.net/	これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。

(以上)

5. 消費者機構日本第9回通常総会と総会記念シンポジウムのご案内

《協力会員・賛助会員の皆様へ》

すでに、前号にて日程等のご案内さしあげているところですが、来る6月1日（土）に消費者機構日本第9回通常総会と総会記念シンポジウムを下記要領で開催いたします。

協力会員ならびに賛助会員の皆様に、私どもの活動状況をご報告申し上げ、併せて、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」の直近の状況を確認するとともに、法務省「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の概要を把握し、消費者契約に係る課題をともに考えあう機会といたしますので、皆様のふるってのご来場をお待ちしております。

総会傍聴ならびにシンポジウム参加のお申込みは、次頁の「傍聴・参加申込書」に必要事項を記入し、遅くとも5月28日（火）までに消費者機構日本事務局までご送付をお願いいたします。

※個人正会員・団体正会員の皆様には、5月中旬以降に「消費者機構日本第9回通常総会ならびに総会記念シンポジウムのご案内」を、総会議案書とあわせて別途お送りいたしますので、ご出欠については、そちらの「ご案内」に同封いたします書面にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

第9回通常総会の傍聴のご案内

1. 日 時 2013年6月1日（土） 13時30分～14時20分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 地下2階 「クラルテ」
3. 議 題
(審議事項)
第1号議案 2012年度事業報告承認の件
第2号議案 2012年度決算承認の件
(報告事項)
(1) 2013年度事業計画
(2) 2013年度予算

総会記念シンポジウムのご案内

1. 日 時 2013年6月1日（土） 14時30分～16時30分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 地下2階 「クラルテ」（上記総会会場と同じです。）
3. 参加費 無料
4. 次 第
14:30～14:35 [開会挨拶] …消費者機構日本 会長 青山 侑
14:35～14:45 [通常総会報告] …消費者機構日本 理事長 芳賀唯史
14:45～15:15 [講演1] …消費者制度課 企画官 加納克利様（講演15分、質疑15分）
演題（仮）：「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」について
15:15～16:30 [講演2] …群馬県弁護士会 弁護士 吉野 晶様（講演60分、質疑15分）
演題（仮）：「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の概要と消費者契約に係る日本弁護士連合会の意見について

(宛先) 消費者機構日本事務局
(FAX) 03-5216-6077
(住所) 〒102-0085
東京都千代田区六番町 15 プラザエフ6階
(メール) saitou@coj.gr.jp

消費者機構日本第9回通常総会・総会記念シンポジウム

傍聴・参加 申込書

会社名・団体名		電 話	
記入者のご氏名		F A X	
所属部署・役職		E-mail	
ご連絡先の住所	〒		

<傍聴・参加される方>

ご出席いただける企画の欄に○印をご記入の上、返信くださいますようお願い申し上げます。
上記に記入された方のみが、ご参加の場合でも、確認のためご記入ください。

		第9回通常総会 傍聴	シンポジウム 参加
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			